

質問回答書

- 1 担当課名 つくばみらい市 市長公室 企画政策課
- 2 件 名 第2次つくばみらい市総合計画後期基本計画策定支援業務
(指名型プロポーザル)

質問事項	回答
<p>業務実施体制について、JV（共同企業体）又は協力会社として、サポートメンバーを追加することは可能か。</p>	<p>本プロポーザルにおいて、JV（共同企業体）の参加は認めない。</p> <p>市と受託者で協議のうえ、業務の一部を再委託することは可能とするが、提案段階で協力会社等の申請は必須ではない。</p>
<p>調査票アンケート用ラベルについては、支給があるか。</p>	<p>市民意向調査に係る市と受託者の役割分担（費用負担）は、次のとおりとする。なお、調査票の発送数及び調査対象者の階層等は、統計学的な有意差が認められることを前提として、提案の対象とする。</p> <p>①対象者の抽出、封筒作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が、対象者を抽出し、宛名シールを受託者に提供する。 <p>②調査票の企画・設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と協議調整のうえ、受託者が実施すること。 <p>③調査票作成・郵送に掛かる費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票は受託者の負担で印刷すること。 ・調査票の送付・返送に掛かる費用は受託者が負担すること。 ・封筒には、市の連絡先及び総合計画に関するアンケートが在中している旨の印刷を施すこと。 ・封入・封かん・区分け作業は受託者が行うこと。 <p>④配布・回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者が行うこと。

<p>市民意向調査における「いばらき電子申請・届出サービス」の活用について</p> <p>策定方針には、市民意向調査の項目で「いばらき電子申請・届出サービス」の活用を想定とあるが、これはWEBでのアンケートを意味するか。また、これを用いたアンケート記入フォームは委託者・受託者どちらで作成することを想定しているか。</p>	<p>「いばらき電子申請・届出サービス」を活用した調査については、市と受託者で協議調整のうえ作成した調査票の企画・設計に基づき、市がシステム入力、WEBアンケート及びデータ集計を行う。</p> <p>データの集計後に、市から提供を受けたデータに基づき、受託者が分析・取りまとめを行うこと。</p>
<p>基本構想の一部修正について</p> <p>策定方針には、基本構想の一部修正の検討項目として、土地利用構想の修正について検討するとあるが、目標人口に関する修正も想定しているか。また、土地利用構想の修正のほかに、修正事項として想定している部分はあるか。</p>	<p>最新の国勢調査、社会情勢の変化及び各種個別計画などを踏まえ、策定に係る各種会議において、目標人口及び土地利用構想以外の修正も想定した検討を行う。</p>
<p>基本構想の議決について</p> <p>基本構想の一部修正については議決を要するか。議会への上程等を予定しているのであれば、上程時期等について予定している部分はあるか。</p>	<p>基本構想の変更は、つくばみらい市総合計画条例第7条の規定に基づく議決事件である。なお、議会への上程は、令和5年第1回定例会（例年、会期は2～3月）を予定している。</p>
<p>ワークショップの実施について</p> <p>策定方針に記載のあるワークショップの実施について、現時点で想定されている参加人数や実施回数などはあるか。また、提案にあたって、ワークショップの方法についてワールドカフェ形式と記載があるが、この方法に限らなくても構わないか。</p>	<p>策定方針に記載のワークショップに関する事項は一例であり、提案はこれに限られるものではない。</p> <p>参加人数・実施回数を含め、本プロポーザルでの提案内容を踏まえて、市と受託者で協議調整のうえ、実施内容を決定する。</p>